

固定資産税の概要

1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産
2. 課税主体	全市町村
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税)
4. 課税標準	価格(適正な時価) ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え(次回は令和3年度が評価替え年度) ※償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法(旧定率法)により償却
5. 税率	標準税率: 1.4%
6. 免税点	土地: 30万円、家屋: 20万円、償却資産: 150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

都市計画税の概要

1. 課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋
2. 課税主体	都市計画区域を有する市町村
3. 納税義務者	土地又は家屋の所有者 ※賦課徴収は固定資産税とあわせて行われる
4. 課税標準	価格(適正な時価)
5. 税率	制限税率0.3%
6. 免税点	土地: 30万円、家屋: 20万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日